

議案第30号

平成30年度宇治市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成30年度宇治市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 予算第5条中、債務負担行為をすることができる限度額を次のとおり補正する。

1. 変更

（単位 千円）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
近鉄小倉 1号踏切 関連事業	自 平成30年度 至 平成31年度	260,000	自 平成30年度 至 平成31年度	60,000

平成31年3月4日提出

宇治市長 山 本 正

債務負担行為に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	営業収益	損益勘定 留保資金等
近鉄小倉1号踏切関連 事業	60,000	自 ー	ー	自 30	60,000	ー	60,000
		至 ー	ー	至 31			